# NGFS(気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク)の動向 〜ガバナンス強化、作業部会拡充とECBのステアリングコミティ参加

佐志田 晶 夫

## はじめに

変動サミットに際して、合計八の中央銀行と金融 ネットワーク)は、二〇一七年一二月のパリ気候 NGFS(気候変動リスク等に係る金融当局

国際機関、 基準設定主体など)が参加するまで

になり、気候変動リスク対応とグリーンファイナ

ンス拡大のため活動している。

監督当局によって設立された。今年一○月三○日

時点では七五のメンバーと一三のオブザーバー

本稿では、NGFSのプレスリリースや改訂後

の憲章、作業部会資料に基づき、NGFSの体制

動向を簡単にまとめた。

強化を紹介、合わせて気候変動関連でのECBの

NGFS体制の強化では、ステアリングコミ

部会が拡充されて、従来の「ミクロプルデンシャ ティメンバーにECBが加わり、 活動を担う作業

大」の三つに「データギャップ」と「リサーチ」 ル」、「マクロ金融」、「グリーンファイナンス拡

が追加された。

### ンバー入り ティメン NGFSのステアリン バ ー拡大とECBのメ グコミ

界的 化 は、 裁は 果たしていくことを約束するものである、とコメ Bのメンバー入りを公表した。ラガルドEC NGFSは九月三日に、ガバナンス枠組 ECBがパートナーとともに積極的 な課題である。 ステアリングコミティメンバーの拡大とEC ~気候変動は、 NGFSの執行機関 我々すべてに影響を及ぼ な役割を への参加 み強 す世 B 総

> き ティに提案、とされた。 で、議長が作業部会の設立をステアリングコミ あるが、 テアリングコミティ)の改訂はやや形式的な面 などの文言が削られ、 議長の管理下 第一一条 第一〇条 で ″議長 (議長) の提案に基づ (作業部· で議

バーから選出、とされる。オランダ銀行のフラン 、ステアリングコミティの常任及び追 エルダーソン氏が再任され、 憲章の改訂によ 加 メン

は

ク・ り再任後の任期は一年から二年に延長された。

れ 列挙されてい ている 第九条でステアリングコミティの構成が規定さ (図表1)。 たが、 改訂後は要件と総数を条文で 改訂前は条文にメンバ ーが

常任メンバ 定め、 となった。 になった(図表2)。a項でメンバーを定義 現時点のコミティメンバーを別表で示す形 メンバ ーに加えて追加メンバ ー法域数の上限 は ]  $\dot{O}$ 一五となり、 任 命も可能

ECBがメンバー入りした。オブザーバー

(現状

NGFSの機関には、

総会、ステアリングコミ

している。

### NGFS のステアリングコミティの構成 図表 1

第9条:NGFSのステアリングコミティの構成

- a. NGFS のステアリングコミティは、本憲章の別表に記載されているメンバーとオブザーバー と、議長の提案に基づきステアリングコミティで任命された任期2年の追加のメンバーとオブ ザーバーによって構成される。NGFS 総会は追加のメンバーとオブザーバーの任命について事前 に相談を受ける。効率的かつ効果的なやり方で使命を果たすため、NGFS ステアリングコミティ のメンバーは15法域、オブザーバーは3を越えてはならない。
- b. ステアリングコミティ会合は少なくとも年に2回開催される。ステアリングコミティのメン バーとオブザーバーは、1人の高官が、場合によっては1人の技術的専門家を伴って代表する。
- c. NGFS の議長がステアリングコミティ会合の議長を務める。
- d. ステアリングコミティのメンバーは意思決定の議題について相談を受ける。

銀 氏

- e. 議長は、以下の目的でステアリングコミティ会合の全体または一部への出席を臨時に招待可能。
- i. ステアリングコミティメンバーではない作業部会(作業小部会)の議長または共同議長。
- ii. 総会のメンバーまたはオブザーバーの高官レベルの代表。その出席が、会合の議題及び/ま たは機関の先進諸国及び新興市場諸国あるいは地理的な多様性の反映という点を考慮して特に有 益な場合。
- iii. 会合の議題を考慮するとその出席が特に有益な場合に、その他の機関の代表または専門家。

(出所) Charter of the Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System

高

られる。

る

0

は、

グ

口

1

バ

ル

な推進

体制

に留意したものと

配 13

慮

7

は 行 か 臨 が オランダ銀行 高まる。 テアリン 0 たが、 時 提供するなどと欧 0) 出 また、 Е グコミテ 席者で地域 C B 理 事 0 Ν G メン であり、 イ 域などの F 0 州 S 議 構 勢 一人 成 0) 事務局 バ 長 は 主 ラン りで、 0 導 E U 工 ス が は ル 続 そ フラン 0 を考慮するとされ てい る

> 0 多

> 様

席者では バ は 1 В 議 以 Ι 論 外 S 0 0 0 先進 作 深 4 業部 化 国 が 0 と新 会 可 H. 能 0 限 興 議長を会合に は 芾 なっ 三であ 場 諸 玉 なお、 Þ 臨 地 時 е 域 臨時 に招 項

で

くな

0

1 n 比

がさ

率

が

### 別表「NGFS のステアリングコミティの構成 | 図表2

2020年7月2日時点での NGFS のステアリングコミティの構成は以下の通り

常仟メンバー

-中国:中国人民銀行 -欧州連合:欧州中央銀行

ーフランス: フランス銀行及びフランス健全性監督破綻処理機構 (ACPR)

ードイツ:

オ

]

1

同 0

.議長選出や多

任

命

交代

-連邦金融監督庁 ードイツ連邦銀行

ーメキシコ:メキシコ銀行

ーモロッコ:アル・マグリブ銀行(モロッコ中央銀行)

-オランダ:オランダ銀行

- シンガポール: シンガポール金融管理庁

-スウェーデン:金融監督庁 -英国:イングランド銀行

国際決済銀行 (BIS) はステアリングコミティのオブザーバー

常任メンバーに加えて追加のメンバーとオブザーバーが任命できる。

[出所] Charter of the Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System

連する

デ

0)

収

集

共有が必

要で

あ

n,

気候変動

の影響の分析と対応手段強

メンバ

]

0) 夕

協力を得ながら重複

を避

け

7 1]

業部 可 長が設置可能となり、 改 たが 新設 会の増強と議長 能になるなど、 訂 チ活動を推進する必要もある。 後 0 作 条文をみると 業部会を含 ブブザ バ の多様性確保がしやすくなっ NGFSの め、 オブザー か (図表3)、 らの 議 長 共 拡大に合わせて作

議

バ

1

からの 項

С

で

共 選

作業部会に関する条文改訂、 作業部会の追

(1)

ĺ

タギャップとリサー

チの作業部会が新設され

(作業部会)

も若干変更され、

また、

1 N 1) G F S の 作 0) 業 拡 部会 充

### 図表3 NGFS の作業部会

第10条:作業部会(The Workstreams)

- a. 作業部会は、議長の提案に基づき、NGFSの目的に寄与する特定の技術的または分析的な作 業を実施するため、ステアリングコミティによって設立される。
- b. NGFS のメンバーとオブザーバーは、議長に作業部会の設立を提案できる。
- c. 作業部会の議長は NGFS のメンバーから選出される。作業部会には他のメンバーかオブザー バーからの共同議長を置くことができる。作業部会の議長の選出プロセスでは、機関の先進諸国 と新興市場諸国及び地理的な多様性の反映に、十分に配慮する。
- d. 作業部会の議長は、ステアリングコミティの承認に基づき、NGFS の議長によって 2 年間の 任期で任命される。任期は任意で2年の延長が可能である。
- e. 作業部会の議長は、作業部会の構成、作業部会のマンデートの遂行、作業部会の活動、作業予 定、今後の公表予定に関するステアリングコミティへの定期的な報告に、責任を持つ。
- f. ステアリングコミティとの協議を経て、作業部会の議長は、作業部会のマンデートの範囲内で 特定の技術的または分析的な作業のための小作業部会を設立できる。
- g. NGFS のメンバーとオブザーバーは、作業部会に参加する資格がある。各作業部会の議長、 または議長の承認の下に小作業部会の議長は、他の機関の代表や専門家の、作業部会または小作 業部会会合の全部または一部への臨時の参加を招待できる。

〔出所〕 Charter of the Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System

各作 |表5 務 供 ク Ν  $\mathcal{F}$ ナリ 慣 G 0 評 F 0 行 0 Ŝ 会の 作 通 価 オ 0 報告書 が と必要な対応を検討するため の公表とシナリ n 業部会と議長は であ 過 活動 加えて、 去 で 計 知識 年 画 ミク グ 蕳 を کے IJ 順 で公表した主な報告 ,オ分析 経験 D にみ ] 义 表 ンファイナンス拡 0 監督や金 7 0 共有を の手引きで、 きた 通りである。 0 义 融 り、 基 機

関

0 は

1] 気

が

义

提

向

H

Ć

0)

民間

金

融

機

関

の参考となるように、

中

(2)臨 時 各作 の参 :業部 加 者を招待することが可 会の 概 要と最近 の 主な 能になっ 報

d IJ 項 2 また、 で任 0 ン 他 映などで憲章の改 グ 期 0) コミテ %を明記、 変更点では、 g項で作業部会や小作業部会 イ е の報 項で作業部会の 作業部 訂 告 が 0) 反 責 )映され 会 務 0 が 議 明 運営とス 長 7 確 0 61 化 関 る。 され

4

0

### 図表4 作業部会と議長

「ミクロプルデンシャル/監督」に関する作業部 슾

「マクロ金融」に関する作業部会

「グリーンファイナンス拡大」に関する作業部会

「データギャップを埋める」に関する作業部会

「リサーチ」に関する作業部会

知

0

オ

口

]

議長:シンガポール金融管理庁Zeng Yi Wong

議長:イングランド銀行サラ・ブリーデン

議長:ドイツ連邦銀行サビーネ・マウデラー

共同議長:国際通貨基金ファビオ・ナタルッ チ、ECB/単一監督メカニズムパトリック・

アミス

(a)

3

ク

口

プ

ル

デ

ンシ

ヤ

ル

督

作

業

部

会

議長:中国人民銀行(清華大学)馬駿

活

動計]

画

を順にみて

いきたい。

〔出所〕 NGFS のプレスリリースを参考に作成。

定。 識 融 ス て先導的 ク モ Ν 7 目 の差 その G ル実務を把握 的 夕 F Ŝ の評 能 IJ 気候及び環境リスクの監督枠 た な実務慣行や監督当局 力 0 8 活動 グとミク 価を含む関連する研究も目 金 向 融 上をフ 界 の意義 グ 0 ij 口 監督及びミ 監督 1 ン資産と他 気 0 候 13 統 関 よる指 ク 連 合に 技術的支援と 組 ij 口 0 指 資産 プ 貢 ス 4 針 献 ク す。 ル 0 を 関 デ 0 特 認 金 1]

各作業部会の目的と任務 (活動計

設の二つを含め、

各作

業部会

0

目

的

P

任

画

(3)

とめ 央銀 行自 T 身 る 0 これ ポ 1 は 1 年内 フ オ 0 1] 更新を予定してい オ 運 用 で 0 取 組

Z

る。

(二〇二〇年四月~二〇二二年

应 監

月

### 過去1年間に公表された NGFS の主な報告書 図表5

### ①「ミクロプルデンシャル/監督」作業部会関連

「金融機関による環境リスク分析の概要」技術的文書、2020年9月

「監督当局者向け手引書: 気候関連及び環境リスクの健全性監督への組込み」技術的文書2020年5 月("監督当局の実務サブグループ"が取りまとめ)

「グリーン、非グリーン及びブラウン金融資産と潜在的なリスク差異に係る金融機関の経験の現 状」技術的文書、2020年5月

### ②「マクロ金融」作業部会

「中央銀行及び監督当局向け NGFS 気候シナリオ」2020年6月

「中央銀行及び監督当局向け気候シナリオ分析の手引書|技術的文書、2020年6月

「気候変動のマクロ経済及び金融安定への影響:優先すべき調査事項」技術的文書、2020年6月

### ③「グリーンファイナンス拡大」作業部会関連

「気候変動と金融政策:初期段階の整理」技術的文書、2020年6月

「気候変動のマクロ経済及び金融安定への影響:優先すべき調査事項」技術的文書、2020年6月 「中央銀行のポートフォリオ管理のための持続的で責任ある投資の手引書」技術的文書、2019年10 月

> 7 機

「出所」 NGFS のウエブサイトを参照して作成 (金融庁による各報告書の紹介を参考にした)

3 (2) 係者との グリ 環 測 る既存 境リ 口 協 Ż さらなる研究を行う。 为状 資産と の手法を検討 クに関する現 ル で 況 0 他 0 環境と気候 資産の

評価する。

関

連金

融

IJ

ス

行

0

督

実務を

価

金 監

融

1]

Ź

ク

0 評

差異に

当局 関 (J 監 と他 国内 るか 督枠 にどう関与し、 . 及び 組 0 金 4 融監 玉 際 0 督 的 統 規制 なミク 合。 規 監督当 制 枠組 当局 D ブ み 局 ĺ より デンシ は 0 規 統合を検 制 ヤ 対 次象金 利 ル 討

整合的 知 識 共有を促 な気候ディ す。 ス デ ク 1 -タギャ 口 1 ジ ヤ ッ プ ーも支援する。 対 応 P 玉 際 的

13

(1)

監

督

0

動

向

把

握

気

候

Ď J

スクをミクロ

プ

ル

ヤ

ル

な監 を

督に統合する監督実務

0

情

報

融

更新する。

任

### (b) 二〇二二年四月 「マクロ 金 融

きさを測定。 的:: 気候変動の経済と金融安定への影響 複数年プログラムを実施 の大

中 央銀行と監督当局のため基準気候シナリ イオを

開発

中

央銀行と監督当局に、

気候リスクのマク

D

経

済と金融安定の監視 1) スクのマ クロ 金 融面 への統合に関する指針を提供 の影響の度合を測定 中

心的事例とテールシナリオの NGFSの活動へ の意義: )両方) 気候関連リスク 0

的で比較可能なデータに基づくシナリオ公表 定と金融安定モニタリングへ の統合に貢献。 整合

ナリ 年六月)は重要な一歩である。 技術的支援と知識共有を促す。 オ分析 の実務指針で知的能力と認識を高め、 文献レビューとシ

任

務

作業部会(二〇二〇年四 |月~

①基準気候シナリ 評価 才 0 開 発

2

 $\stackrel{\smile}{\prec}$ 

クロ

融

K

気候リスク分析を統合するた

8 の指針を提供

3 1) スクのマクロ金融への影響の大きさを測定。

## (c) 「グリーンファイナンス拡大」 作業部会

〇二〇年四月~二〇二二年四月

的事 め • 目的: NGFSメンバーの役割の 例 の提示に関して、 グリーンファイナンスの拡大促進と先導 当局自身の金融活動も含 概要をまとめ

推

①責任ある投資:多くのNGFSメンバ NGFSの活動 0) 重 妻 性

1 が 持続

NGFSの最初の統合レポート 性及び責任ある投資原則を採択か採択を計 の提言に沿うも

のであり、 レピュ テーシ 3 ナ ĺ リスクと重 大な

家にアプロ 気候関連リ ーチを示すのに役立つ。 スクを軽減、 自身の 行動で他の投資 の金融政策

への効果を探査し、

各メンバー

の法ク

銀行のマンデート

の相互作用、

気候関連リ

ン商品への投資を実施・計画するNGFSメン視に適した位置にあり、この分析作業はグリー②市場のダイナミクス:中央銀行は市場動向の監

バーに有益である。

③金融政策:気候変動は経済に影響する。金融政

的マンデートを十分に考慮して検討する。

· 任務

理のための持続的で責任ある投資の手引書(二①責任ある投資:「中央銀行のポートフォリオ管

何が最善な選択肢かを検討する。

一九年)」をフォローアップ、今後二年間で

する詳細な情報共有の制度化が課題である。銀②市場のダイナミクス:グリーン市場の現状に関

スの発展とイノベーション支援のインフラと主ニタリングに焦点を当て、グリーンファイナン行、金融・資本市場での機関投資家の状況のモ

要な要素を検証する。

③金融政策:金融政策の分析を続け、金融政策運営る課題に対し、中央銀行が共同の見解を提供する課題に対し、中央銀行が共同の見解を提供する課題に対し、中央銀行が共同の見解を提供する課題に対し、中央銀行が共同の見解を提供する。

枠組みへの影響を検討する。

国際的な協調に資するものと考えられる。 悪を通じて、NGFS全体の活動を支えることが 期待されている。「データ」の作業部会の共同議 進を通じて、NGFS全体の活動を支えることが 期待されている。「データ」の作業部会の共同議

### (d) 二〇年四月~二〇二二年四月 「データギャップを埋 一める 作業部会

=

会を評価するために欠けているデータの詳細なリ ストを作成。 目 的 当局と金融機関が気候関連の 例えば、 物理 一的リスク及び移行リス リスクと機

クのデータや金融資産データなど。

NGFSの活動への意義:NGFSは、公的当

活動 提言。 可能 と業務領域に影響する分野横断的な問題。 局が気候リス が期待される。 ならデ データギャップは多くのステークホル ータ保管所でデータを公開することを ク評 価に関連するデータを共有な 広範な ダー

①気候関連リ プや活動の成果に焦点を当てて活動する。 任 ファイナンス拡大の目的に必要なデー 務 既存の作業部会が特定したデータギャ スクの分析と金融部門での - 夕項目 グリ 1 0 ツ ン

リストを特定する。

② リ 可 能なら、 スト化されたデ 何がデ ĺ 1 ・タソ 夕項目が利 ースでアクセ 用 可 能 ス制 か、 約 利 崩

0 かを判別する。

③現状評

価

の実施及びデータの必要性とデータの

タヘ るデ ホ 利 ル 目指す。 用可能性との突き合わせに基づき、欠け ダー のアクセスの方法、 1 タ項 に空白を埋めるように要請する。 「目のリストを作成、 または政策提言の公表 外部のステ デー ーク てい

# 「リサーチ」作業部会(二〇二〇年七月~二

(e)

b

## 〇二二年四月

目的:

知識

の集積を改善するための分析作業が

果を踏まえ、 必要。 ŋ 組むべき研究課題が公表された。こうした成 文献レビューなどの活動が行われ、 以下に 取り 組む。 学界が

取

他 の作業部会の活動に関し、 リサー チ課題リス

トを定期的に更新して進展を反映。

作業計画

の遂行の指針を提供

NGFSのリ

サーチステークホルダーと学界を結集

円滑な協調を確実にする。 NGFSの作業部会構造の中でリサーチ活動の

ジェクトで協働するように、メンバーに自発的な NGFSの優先的なリサーチで、 臨時のプロ

参加を勧める。

リサ NGFSの活動への意義:NGFSは国際的な また、NGFSメンバーは、各作業部会の活 ーチ能力の結集、 協調に必要な規模に達し

任

動

の重複回避の必要性を強調している。

状、 NGFSメンバーとオブザーバー全般での、 主な発見事項と、 リサ ĺ チの 優先順位をより 現

価をまず行なう。 理解するためのリサ ĺ チ課題に基づき、 実績の評

> の進展とNGFSリサーチステ フ ォローアップとして、NGFSメンバ ĺ クホ ル ダ ] が優 内 で

アリングコミティに報告する。

先して取り組むべき特定のリサーチについてステ

実績の評

温は、

NGFSのリサーチプ

D

ジェ

ク

トで協力が必要な分野の特定に役立つ。

今後、定期的に進展を把握しステアリングコミ

ティに最新情報を提供する。

四、ECBの気候変動対応 制 運用及び金融政策 ・監督、 自己ポートフォリオ ~ 規

ECBは主要中央銀行の中でもこの問題に積極

係はより強まると思われる。 的 バ ーとなったことで、NGFSとECBの協力関 であり、 ECBがステアリングコミテ メン

IJ ]

ン資産優遇に反対だと述べていた。

だが、

気

第二に、

大規模な投資家として、

自己のバラン

ンタビューでは資産買い入れプログラムでの

ュナ―ベル理事は、就任直前のドイツ紙

のイ

グ

候変動問題重視の姿勢に転じている。九月の

講演

(1)

シュナ―ベルECB理事の講演~ \*市場が失

変動に積極的に対処すべきとの考えは、 候変動への取り組み強化があり、 講演を紹介したい 執行部全体に広がっているようだ。この点につい 総裁が積極的なことも知られてい てイザベル・シュナ―ベル理事 (ドイツ出身) ECBがこの問題に積極的な背景にはEUの気 る。 加えてラガ だが、 E C 気 ル 0 候 K

В の 場 第

の整備の重要性を述べた上で、 の大規模な投資、 グ 口 ] バ ルな炭素価格引上げとグリーンな技 その資金調達のため 金融政策も含む の資本市

約的なエクスポージャーのリスクの評価 ECBの対応について論じてい に、 健全性監督当局として、 、 る。 銀行 [を適] の炭素集

切に

のより正確な評価も支援する。 ル改善の分析枠組みを構築しつつあり、 しなければならない。ECBは、 ストレ 気候リスクモデ ステス 資産 卜枠 価

組みでも気候リスクに対応してきており、 N G F

Sとの共同作業を活用する。

る。金融政策以外のポートフォリオが、 スシートの気候リスクを適切に反映する義務があ 責任ある

投資であるかを常に検証 単 通貨の守護者として、 てい る

物価安定への重大なリスクをもたらしかねないと 第三に、 気候変動

央銀行の集団的な行動が必要だと指摘している。

府

投資家、

家計、

そしてECBを含む中

の移行を加速化し、

市場の失敗を正すため、

政

-113-

性と企業の開示枠組みを結びつけ、気候関連リス クを十分評価できる担保だけを受け入れること リオの調整を研究してい ことを踏まえ、 金融政策の運営と政策ポートフォ る。 例えば、 担保の適格

も考えられる。 特定されたリスクに応じたヘアカットの 調整

を議論していく。

与している。 場が効率的でないなら、市場中立性は中央銀 適切なベンチマークではないかもしれない。 情報の非効率の軽減であり、 の失敗を正す重要な第一歩は、 民間資産購入プログラムでも、市場の失敗で市 ECBは積極的 開示要件の改善と 市場 に関 行 0

中

シュナーベル理事は、気候変動によるリスクや

ŋ ることを回避できる。意味のある政策にはサステ た部門や技術への投資の固定に金融政策が寄与す の債券を除外することも検討できる。これによ EUの脱炭素化目標と両立しないプロジェクト 炭素中立経済への移行の破壊的効果に曝され

る作業が必要だと結論づけている。

ティブになりうる。 ラテジーレビューを通じてこうした様々な選択肢 なインセンティブでも市場拡大への追加 ナブル・ボ ンドの供給拡大が必要であり、 政策理事会は、 金融 政策スト インセン わずか

行の加速化支援を求めるかを評価するには、 対応し、 定を守る中央銀行の能力で左右されるとし 影響は、大規模な気候ショックに対して、 はできず、 る。その上で気候リスクが、 央銀行の行動が市場の失敗を強めることを無視 マンデートの中で炭素中立的経済 中長期的なインフレへの気候リス 中央銀行が事前 物 の移 7 価安 クの 的

# ② ECBの金融政策ストラテジーレビューでの

気候変動

の扱い

金融 らのものを含む幅広い意見を聞き、 を実施中であり、 現在ECBは、 政策を見直す。 その過程ではユーロ 金融政策ストラテジーレビュ ECBは、 前 回 来年央までに 0) 巻 ストラテ の市民か ]

ECBによれば、ストラテジーレビューの主なるとし、その一つとして気候変動をあげている。ジーレビューから経済には基本的な変化がみられ

・物価安定とは何を意味し何%のインフレを目指

論点は以下の通りである。

すの

か

ルダーにどう影響するかを理解するための、経済定が消費者、企業、市場及び銀行等のステークホー・物価安定へのリスクを確実に見出し、我々の決

の分析方法

雇

用、

社会的包摂、

気候変動及び金融安定など

・金利と資産購入を含む、我々が使用する金融政の問題もマンデートの遂行に重要か

策手段

ミッションと決定を理解することを望む。市民と・ユーロは公共の利益である。全市民が我々の

なお、ラガルド総裁は、仏紙のインタビュー 結びつきコミュニケーションするための方法

変動について以下のように語っている。で、ストラテジーレビューにも言及しつつ、

①自然災害の増加や保険料の急上昇は経済予測

フレに影響しそれはECBのマンデートの中心影響する。気候変動の効果は、物価安定とイン

に位置する。

②銀行には、

貸出評価での気候変動の考慮を尋ね

決めた。企業は移行への支援が必要だが、化石られる。大手銀行が石炭産出向け貸出の停止を

気候

③資産購入では、ECBの自己ポートフォリオや テジーレビューで気候変動リスクを考慮する方 ある。大規模資産購入プログラムでは、ストラ ECB職員の退職スキームは、既にグリーンで

## 五、結びに代えて

法を探求する予定である。

応の具体化に大きな役割を果たすと思われる。参 さらに活発化すると予想される。 加メンバー拡大も踏まえた憲章の改訂とガバナン スの見直し、作業部会の増強によってその活動は ローバルな連携は、今後も金融部門の気候変動対 NGFSを通じた中央銀行と金融監督当局のグ

> 入りするかも合わせて注目したい。 深い。米国の連邦当局(FRBなど)がメンバー 積極姿勢が、NGFSを通じてどう広がるか興味 スにも配慮している。ECBの気候変動対応への

### 注

(1) 2020と Charter (July, 2020)、各作業部会 (Workstream) and announces changes in the governance" September に関するNGFSウエブサイトでの説明を参照。金融庁の NGFS, "NGFS publishes its 2020-2022 work program

ウエブサイトの紹介を参照させていただいた。

- (2) tends review of its monetary policy strategy until midclimate change" September 2020°及びECB:"ECB ex markets fail - the need for collective action in tackling 2021" April 2020などを参照 イザベル・シュナーベルECB理事の
- リングコミティ参加で議長の資格要件は維持される た(二〇二〇年一〇月六日ロイター報道)。ECBのステア ランク・エルダーソンの次期ECB理事への推薦が決まっ 一〇月五日のユーロ圏財務相会合で、NGFS議長のフ

ECBのステアリングコミティ入りなどをみる

(3)

先進諸国と新興市場諸国及び地域間のバラン 引き続き欧州勢が主導する態勢である。ただ

(4)

タリー二○□○夏号を参考にさせていただいた。
「「「「「「「「「」」」」」が、本稿執筆に際しては、磯部昌吾:「グリーン」が、本稿執筆に際しては、磯部昌吾:「グリーン」が、本稿執筆に際しては、磯部昌吾:「グリーン」が、本稿執筆に際しては、磯部昌吾:「グリーン」が、なお、本稿執筆に際しては、磯部昌吾:「グリーン」が、なお、本稿執筆に際しては、磯部昌吾:「グリーン」が、おいた。

(10)

(5) EUの動きでは、江夏あかね、磯部昌吾: 《気候変動対特資本市場クォータリー二〇二〇冬号、江夏あかね: 《欧州議会と欧州連合理事会によるEUタクソノミー規制案に関する合意 - サステナブルファイナンスの基軸が本格導入へ - 《野村資本市場クォータリー二〇二〇冬号、矢口満: 、先行する欧州のサステナブル・ファイナンス法制化、二〇二〇年六月IIMAの目、矢口満: 、欧州連合のサステナブル・ファイナンス法制化の関語となるタクソノミー制定ブル・ファイナンス法制化の要諦となるタクソノミー制定ブル・ファイナンス法制化の要諦となるタクソノミー制定ブル・ファイナンス法制化の要諦となるタクソノミー制定ブル・ファイナンス法制化の要諦となるタクソノミー制定

(11)

ラガルド総裁は、ストラテジーレビューの一環として一

(7 Isabel Schnabel:注2で触れた講演を参照。対「柔軟性必要」=独紙、二〇一九年一二月三一日対「柔軟性必要」=独紙、二〇一九年一二月三一日

.際通貨研究所を参考にさせていただいた。

(12)

(8)

ECBの市中協議文書

、気候関連及び環境リスクに

る指針と監督上の期待が

は注4の拙稿、

補論Ⅰを参照

9 Interview with Le Courrier Cauchois: "Interview with Christine Lagarde" July 2020、ECBゥエブサイト。

米国CFTCの諮問委員会、気候関連リスク小委員会が九月に公表した報告書"Managing Climate Risk in The U.S. Financial System"(CFTCの見解ではない)では、提言四・六で、"連邦金融規制当局は、気候関連金融リスクに関四・六で、"連邦金融規制当局は、気候関連金融リスクに関立、積極的に国際的な関与をすべき』であり、"NGFSを含むそうしたグループにフル・メンバーとして加わるべき』だとしている。https://www.cftc.gov/PressRoom/PressReleases/8234-20

は、ECBのウエブサイトを参照した。 Listens"の中でも気候変動に言及し、\*気候変動は、物価 の効果も考慮していく〟としている。ECB Listenについて の効果も考慮していく〟としている。ECB Listenについて の対果も考慮していく〟としている。ECB Listenについて

を読む機会があり、参考にさせていただいた。めの気候変動リスク管理、中央経済社、二〇二〇年一〇月本稿をほぼ書き終えてから、藤井健司:〝金融機関のた

(さしだ)あきお・当研究所特任リサーチ・フェロー)